

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第一条関係）
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第二条関係）
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）（附則第七条関係）
- 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第八条関係）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条—第五条の二）

第三章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 第一種監視化学物質に関する措置（第五条の三—第五条の六）

第二節 第一種特定化学物質に関する規制（第六条—第二十一条）

第四章 第二種特定化学物質に関する規制等

第一節 第二種監視化学物質に関する措置（第二十三条—第二十五条）

第二節 第二種監視化学物質に関する措置（第二十五条の二—第二十五条の四）

第三節 第二種特定化学物質に関する規制（第二十六条—第二十八条）

第五章 雜則（第二十九条—第四十一条）

第六章 罰則（第四十二条—第四十八条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条—第五条の二）

第三章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 第一種監視化学物質に関する措置（第五条の三—第五条の五）

第二節 第一種特定化学物質に関する規制（第六条—第二十一条）

第四章 第二種特定化学物質に関する規制等

第一節 第二種監視化学物質に関する措置（第二十三条—第二十五条）

第二節 第二種監視化学物質に関する措置（第二十五条の二—第二十五条の四）

第三節 第二種特定化学物質に関する規制（第二十六条—第二十八条）

第五章 雜則（第二十九条—第四十一条）

第六章 罰則（第四十二条—第四十八条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を

若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関する審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

(定義等)
第二条 (略)

3

この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見とが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ又はロのいずれかに該当すること。

イ 繼続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）

損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

(定義等)
第二条 (略)

3

この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 イ又はロのいずれかに該当すること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二 一であること。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。
イ 繼続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

4・5 (略)

6 この法律において「第三種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（第二項第一号に該当するもの及び第三項第二号イに該当するもので第二種特定化学物質として指定されているものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。

二 イ自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するものであること。

4・5 (略)

6 この法律において「第三種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（第二項第一号に該当するもの及び第三項第二号イに該当するもので第二種特定化学物質として指定されているものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

(製造等の届出)

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～五 (略)

六 その新規化学物質が、高分子化合物であつて、これによる環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める基準に該当する旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、その新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

2～4 (略)

5 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第六号の確認を取り消さなければならない。

一 第一項第六号の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項第六号の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若し

(製造等の届出)

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～五 (略)
(新設)

2～4 (略)

(新設)

くは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

(審查)

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

卷之三

二 イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの

(1) 第二条第三項第一号イに該当する疑いのあるもの（同）

（は詠唱するものを含み、自然的作用による仁義的變化を生じにくいものに限る。）であること。

(2) 〔該化学物質が自然的作用による化学的變化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的變化により生成する化学物質（元素を含む。）が(1)に該当するものであること。〕

アセのアセ

口 次のいずれかに該当するものあること。

(1) 第二条第六項第一号に該当するもの（自然的作用によ

る化学的變化を生じにくいやるものに限る

(2) 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が(1)に該当するものであること。

(審查)

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

卷之三

、同条第六項各号に該当しないもの

三 前号イに該当せず、かつ、同号ロに該当するもの

四 第二号イ及びロのいずれにも該当するもの

五 第一号又は第二号イ若しくはロのいずれにも該当しないもの

六 (略)

2~8 (略)

第四条の二～第五条の五 (略)

(情報の提供)

第五条の六 第一種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種監視化学物質を使用する者その他の業として第一種監視化学物質を取り扱う者（以下「第一種監視化学物質取扱事業者」という。）は、第一種監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該第一種監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが第一種監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

第六条～第十三条 (略)

(使用の制限)

三 第二条第三項第一号に該当する疑いのないものであつて、かつ、同条第六項各号のいずれかに該当するもの

四 第二条第三項第一号に該当する疑いのあるものであつて、かつ、同条第六項各号のいずれかに該当するもの

五 第二条第二項各号又は同条第六項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第三項第一号に該当する疑いのないもの

六 (略)

2~8 (略)

第四条の二～第五条の五 (略)

(新設)

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

第六条～第十二条 (略)

(使用の制限)

第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

第十五条・第十六条 (略)

(基準適合義務)

第十七条 (略)

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。）は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(表示等)

第十七条の二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一種特定化学物質ごとに、第一種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止

第十四条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該用途が主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造又は加工に関するものでないことその他当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないこと。

第十五条・第十六条 (略)

(基準適合義務)

第十七条 (略)

2 届出使用者は、第一種特定化学物質を使用する場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(新設)

するための措置等に關し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、第一種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

(改善命令)

第十八条 (略)

2 主務大臣は、第一種特定化学物質等取扱事業者が第十七条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて第一種特定化学物質等を取り扱つていないと認めるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一種特定化学物質等の取扱いの方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、同条第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを命ずることができる。

第十九条・第二十条 (略)

(許可の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、許可製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその

(改善命令)

第十八条 (略)

2 主務大臣は、届出使用者が前条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて第一種特定化学物質を使用していないと認めるときは、当該届出使用者に対し、第一種特定化学物質の使用の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

(新設)

第十九条・第二十条 (略)

(許可の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、許可製造業者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の

事業の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

2・3 (略)

第二十二条～第二十六条 (略)

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「第二種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第二種特定化学物質等取扱事業者」という。）がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためによるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとめにとるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

2・3 (略)

第二十二条～第二十六条 (略)

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質を使用する者その他の業として第二種特定化学物質を取り扱う者（以下この節において「取扱事業者」という。）がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためによるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。

事業の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

2・3 (略)

第二十二条～第二十六条 (略)

(技術上の指針の公表等)

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その技術上の指針を勘案して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためによるべき措置について必要な勧告をすることができる。

(表示等)

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、当該第二種特定化学物質に係る取扱事業者に対し、その技術上の指針を勘案して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためによるべき措置について必要な勧告をすることができる。

(表示等)

第二十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質等の容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 第二種特定化学物質等取扱事業者は、第二種特定化学物質等を譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、前項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定に違反する第二種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。

(勧告)
第二十九条 (略)

(指導及び助言)

第三十条 主務大臣は、第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質(第三十一条の二において「監視化学物質」と総称する。)又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該第一種監視化学物質に係る第一種監視化学物質取扱事業者、当

第二十八条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 取扱事業者は、第二種特定化学物質又は前項の政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものを譲渡し、又は提供するときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、同項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の規定に違反する取扱事業者があるときは、当該取扱事業者に対し、第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。

(勧告)
第二十九条 (略)

(指導及び助言)

第三十条 主務大臣は、第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質(以下「監視化学物質」と総称する。)又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として当該監視化

該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他の業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を取り扱う者又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(許可の条件)

第三十一条 (略)

(有害性情報の報告等)

第三十一条の二 監視化学物質、第二種特定化学物質、第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示された化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（以下「報告対象物質」という。）の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、第四条第七項に規定する試験の項目又は第五条の四第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条の三第一項に規定する有害性の調査の項目に係る試験を行つた場合（当該試験を行つたと同等の知見（公然と知られていないものに限る。）が得られた場合を含む。）であつて、報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚

学物質又は第二種特定化学物質を使用する者その他の業として当該監視化学物質又は第二種特定化学物質を取り扱う者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(許可の条件)

第三十一条 (略)

(有害性情報の報告等)

第三十一条の二 監視化学物質、第二種特定化学物質、第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示された化学物質、第三条第一項第五号若しくは第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（以下「報告対象物質」という。）の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造又は輸入した報告対象物質について、第四条第七項に規定する試験の項目又は第五条の四第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条の三第一項に規定する有害性の調査の項目に係る試験を行つた場合（当該試験を行つたと同等の知見（公然と知られていないものに限る。）が得られた場合を含む。）であつて、報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚

生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合において、これらの規定によりその内容を報告するときは、この限りでない。

一〇五 (略)

2| 前項本文の規定は、第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該確認を受けた者に限る。）、第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該通知を受けた者に限る。）及び第五条の二第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を業として輸入する者について準用する。

3| 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業

を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める組成、性状等に関する知見（公然と知られていないものに限り、第五条の四第一項、第二十四条第一項、第二十五条の三第一項又は第一項の規定により報告すべきものを除く。）を有しているときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生

労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合において、これらの規定によりその内容を報告するときは、この限りでない。

一〇五 (略)
(新設)

(新設)

労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

4| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質又は第二項において準用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号、第四項各号若しくは第六項各号の該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認めに至つたときは、遅滞なく、第一種特定化学物質の指定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（取扱いの状況に関する報告）

第三十一条の三| 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第一種監視化学物質取扱事業者又は第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いに係る第一種監視化学物質又は第二種特定化学物質等の取扱いの状況について報告を求めることができる。

（報告の徴収）

第三十二条| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第四号から第六号まで又は第四条の二第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出種特定化学物質等取扱事業者又は第二十六条第一項の規定によ

2| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質が第二条第二項各号、第三項各号、第四項各号若しくは第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認めるに至つたときは、遅滞なく、第一種特定化学物質の指定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（新設）

第三十二条| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第四号若しくは第五号又は第四条の二第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（報告の徴収）

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者に対し

る届出をした者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

る届出をした者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 (略)

(立入検査等)

第三十三条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第四条の二第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 (略)

第三十三条の二・第三十三条の三 (略)

(通知)

第三十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資する

3 (略)

(立入検査等)

第三十三条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号若しくは第五号又は第四条の二第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、届出使用者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 (略)

第三十三条の二・第三十三条の三 (略)

(新設)

ため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

(要請)

第三十四条の二 (略)

第三十五条～第二十八条 (略)

(主務大臣等)

第三十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令(許可製造業者に対するものを除く。)、第三十二条第二項の規定による報告の徴収若しくは第三十三条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

二 第十八条第二項の規定による命令(許可製造業者に対するものに限る。)に関しては、経済産業大臣

三 第二十二条の規定による命令、第二十七条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第二十九条の規定による勧告、第三十条の規定による指導及び助言(第三種監視化学物質に係るもの除外。)、第三十一条の三若しくは第三十二条第三項の規定による報告の徴収又は第三十三条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧

(要請)

第三十四条 (略)

第三十五条～第三十八条 (略)

(主務大臣等)

第三十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令、第三十二条第二項の規定による報告の徴収若しくは第三十三条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

(新設)

二 第二十二条の規定による命令、第二十七条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第二十九条の規定による勧告、第三十条の規定による指導及び助言(第三種監視化学物質に係るもの除外。)、第三十二条第三項の規定による報告の徴収又は第三十三条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧

技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

四 (略)

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第十七条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るもの（除く。）に關しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令

三 第十七条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）に關しては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

(権限の委任)

第三十九条の二 (略)

(他の法令との関係)

第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第五条の四第一項、第五条の六、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条並びに第三十一条の二第一項の規定を

告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

三 (略)

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第十七条第二項の技術上の基準に關しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

(新設)

(権限の委任)

第三十九条の二 (略)

(他の法令との関係)

第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第五条の四第一項、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条並びに第三十一条の二第一項の規定を

準用する場合を含む。) 及び第三項並びに第三十一条の三の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる

物については第十三条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第一項及び第二十二条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六条第一項、第二十二条第三項、第二十七条第一項、第二十七条规定を、第二十八条第一項の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十四条、第十五条第一項、第二十二条第三項、第二十七条第一項、第二十九条及び第三十条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めの三の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第五条の六、第十四条、第十五条第一項、第十七条第二項、第十七条の二第一項、第二十二条第三項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条及び第三十一条の二の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一五 (略)

(審議会の意見の聴取)

第四十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聞くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第四条の二第八項又は第五条の四第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第十三条第一項、第十四条、第十七条第二項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとする

については第十三条第一項及び第二十二条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二

十六条第一項及び第二十八条第一項の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第十四条、第十五条第一項、第二十二条第三項、第二十七条第一項、第二十八条规定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一五 (略)

(審議会の意見の聴取)

第四十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聞くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第四条の二第八項又は第五条の四第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第十三条第一項、第十四条、第十七条第二項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

とき。

二〇五 (略)

2 (略)

第四十二条～第四十六条 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十二条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二〇五 (略)

2 (略)

第四十二条～第四十六条 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十二条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十八条 (略)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次
第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条—第七条）

第三章 一般化学物質等に関する届出（第八条）

第四章 優先評価化学物質に関する措置（第九条—第十二条）

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置（第十三条—第十六条）

第二節 第一種特定化学物質に関する規制（第十七条—第三十四条）

第六章 第二種特定化学物質に関する規制（第三十五条—第三十七条）

第七章 雜則（第三十八条—第五十六条）

第八章 罰則（第五十七条—第六十三条）

附則

現 行

目次
第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条—第五条の二）

第三章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 第一種監視化学物質に関する措置（第五条の三—第五条の六）

第二節 第一種特定化学物質に関する規制（第六条—第二十一条）

第三節 第二種特定化学物質に関する規制等

第一節 第二種監視化学物質に関する措置（第二十三条—第二十五条）

第二節 第二種特定化学物質に関する規制（第二十五条の二—第二十五条の四）

第三節 雜則（第二十九条—第四十一条）

第六章 罰則（第四十二条—第四十八条）

附則

改 正 案

第一章 総則

第一章 総則

(目的)

第一条 (略)

(定義等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質（新規化学物質を除く。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一・二 (略)

5 この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関して得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

(削る)

(目的)

第一条 (略)

(定義等)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「第一種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質（新規化学物質を除く。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一・二 (略)

5 この法律において「第二種監視化学物質」とは、第三項第一号に該当する疑いのある化学物質（同号に該当する化学物質で第二種特定化学物質として指定されていないものを含む。）で厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

6 この法律において「第三種監視化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学物質で経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

一 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（

第一項第一号に該当するもの及び第三項第二号イに該当するもので第二種特定化学物質として指定されているものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

6| この法律において「新規化学物質」とは、次に掲げる化学物質以外の化学物質をいう。

一 第四条第四項（第五条第九項において読み替えて準用する場合及び第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質

二・三 （略）

四 優先評価化学物質（第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により指定を取り消されたものを含む。）

（削る）

五 （略）

六 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定する表に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）

この法律において「一般化学物質」とは、次に掲げる化学物質（優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。）をいう。

一 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるもの（

第一項第一号に該当するもの及び第三項第二号イに該当するもので第二種特定化学物質として指定されているものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

6| この法律において「新規化学物質」とは、次に掲げる化学物質以外の化学物質をいう。

一 第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質

二・三 （略）

四 第二種監視化学物質（第二十五条第二号の規定により指定を取り消されたものを含む。）

（略）

五 第三種監視化学物質

（新設）

（新設）

一 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化学物質

二 第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質

（削る）

8| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項又は第

五項の規定により一の化学物質を監視化学物質又は優先評価化物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

（削る）

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

（製造等の届出）

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第七条第一項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する

8| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第七項（第四条の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する試験の試験成績に基づいて第五項の指定を行うものとする。

9| 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項又は第五項の規定により一の化学物質を第一種監視化学物質又は第二種監視化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

10| 経済産業大臣及び環境大臣は、第六項の規定により一の化学物質を第三種監視化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

第二章 新規化学物質に関する審査及び規制

（製造等の届出）

第三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 第五条の二第一項の届出をし、同条第二項において準用する次条第一項又は第二項の規定によりその届出に係る新規化学物質が同条第一項第五号に該当するものである旨の通知を

ものである旨の通知を受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき。

二〇四 (略)

五 一の年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量。第五条第一項及び第四項第一号において同じ。）が政令で定める数量以下の場合であつて、既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでない旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を当該年度において製造し、又は輸入するとき。

六 (略)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第五条第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）を合計した数量が同号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。

3 ～ 5 (略)

(審査)

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一

受けた者からその通知に係る新規化学物質を輸入しようとするとき。

二〇四 (略)

五 一の年度におけるその新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする者にあつては、これらを合計した数量。第四条の二第一項及び第四項第一号において同じ。）が政令で定める数量以下の場合であつて、既に得られている知見等から判断して、その新規化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあるものでない旨の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより受け、かつ、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を当該年度において製造し、又は輸入するとき。

六 (略)

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第四条の二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。）を合計した数量が同号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。

3 ～ 5 (略)

(審査)

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第一

項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

一 (略)

二 イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当すること。

(1) 動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限り、第二条第二項第一号に該当するものを除く。）であること。

3 2
三～六 (2) (略)
(略)

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の判定を行つたために必要があると認めるときは、前条第一項の届出をした者に対し、当該届出に係る新規化学物質の性状に関する第五項に規定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める資料の提出を求めることができる。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知をしたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で

項の届出があつたときは、その届出を受理した日から三月以内に、その届出に係る新規化学物質について既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づいて、その新規化学物質が次の各号のいずれに該当するかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

一 (略)

二 イに該当するものであつて、かつ、ロに該当しないもの

イ (略)

ロ 次のいずれかに該当すること。

(1) 第二条第六項第一号に該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。

3 2
三～六 (2) (略)
(略)

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の判定を行つたために必要があると認めるときは、前条第一項の届出をした者に対し、当該届出に係る新規化学物質の性状に関する第七項に規定する試験の試験成績を記載した資料その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める資料の提出を求めることができる。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第五号に該当するものである旨の通知をしたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その

定めるところにより、その新規化学物質の名称を公示しなければならない。

ものについては、この限りでない。

(削る)

(削る)

5・6 (略)

(製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等)

第五条 (略)
2～8 (略)

9 前条第五項及び第六項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第五項及び第六項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第六項までの規定は前項の判定に準用する。この場合において、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第五条第八項」と読み替えるものとする。

(製造等の制限)

新規化学物質の名称を公示しなければならない。

5 | 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第一号又は第四号に該当するものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該化学物質につき第二条第五項の規定による指定をするものとする。

6 | 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第一項第三号又は第四号に該当するものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該化学物質につき第二条第六項の規定による指定をするものとする。

7・8 (略)

(製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等)

第四条の二 (略)
2～8 (略)

9 前条第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は前項の判定に準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一項又は第二項」とあるのは、「第四条の二第八項」と読み替えるものとする。

(製造等の制限)

[第六条] 第三条第一項の届出をした者は、第四条第一項若しくは

第二項又は前条第八項の規定によりその届出に係る新規化学物質について第四条第四項（前条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 （略）

（外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等）

[第七条] （略）

[第三章 一般化学物質等に関する届出]

（製造数量等の届出）

[第八条] 一般化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、一般化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため一般化学物質を製造し、又は輸入したとき。

二 一般化学物質につき、その者に係る当該一般化学物質の製造数量又は輸入数量（当該一般化学物質を製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量）が政令で定める数量に満たないとき。

[第五条] 第三条第一項の届出をした者は、第四条第一項若しくは

第二項又は前条第八項の規定によりその届出に係る新規化学物質について第四条第四項から第六項まで（前条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知を受けた後でなければ、その新規化学物質を製造し、又は輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 （略）

（外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等）

[第五条の二] （略）

（新設）

（新設）

三 第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しない

と認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行ふことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を製造し、又は輸入したとき。

2

前項（第三号を除く。）の規定は、第四条第四項（第五条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知に係る新規化学物質を製造し、又は輸入した者（当該通知を受けた者に限る。）及び前条第一項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を輸入した者について準用する。

第四章 優先評価化学物質に関する措置

（製造数量等の届出）

第九条 優先評価化学物質（第二条第二項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質として指定されているものを除く。以下この条、第十二条及び第四十一条において同じ。）を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の優先評価化学物質の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 試験研究のため優先評価化学物質を製造し、又は輸入したとき。

二 一の優先評価化学物質につき、その者に係る当該優先評価

（新設）

（新設）

化学物質の製造数量又は輸入数量（当該優先評価化学物質を
製造し、及び輸入した者にあつては、これらを合計した数量
）が政令で定める数量に満たないとき。

2 | 経済産業大臣は、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前項の
届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公
表しなければならない。ただし、一の優先評価化学物質につき
その製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定
める数量に満たないときは、この限りでない。

（優先評価化学物質に係る有害性等の調査）

第十条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の優先
評価化学物質につき、第二条第五項に規定する評価を行うに當
たつて必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質の製
造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であ
つて経済産業省令で定めるものを含む。次項において同じ。）
に対し、当該優先評価化学物質の性状に関する第四条第五項に
規定する試験であつて厚生労働省令、経済産業省令、環境省令
で定めるものの試験成績を記載した資料の提出を求めることが
できる。

2 | 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令
、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の優先評
価化学物質につき、前項の試験成績その他の当該優先評価化学
物質に關して得られている知見からみて、第二条第三項各号の
いづれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合で
あつて、その性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて
、当該優先評価化学物質が同項各号のいづれかに該当するもの

（新設）

であるとすれば、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該優先評価化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営む者に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（継続的に当該化学物質が摂取される場合における人の健康に及ぼす影響又は継続的に当該化学物質が摂取され、若しくはこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第四項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

3 | 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

4 | 経済産業大臣は、第一項の規定による求めに係る試験又は第二項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該試験又は当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

（優先評価化学物質の指定の取消し）

第十一條 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、優先評価化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遲滞なく、その旨を公表しなければならない。

（新設）

一 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質（第二条第三項各号のいずれにも該当する場合に限る。）又は監視化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の資料の提出、同条第二項の報告その他により得られた知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、次のイからニまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

ロ 当該優先評価化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

ハ 当該優先評価化学物質が第二条第三項各号のいずれかに該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該優先評価化学物質が当該各号のうち他の号に該当すると認めるに至つたとき。

ニ 当該優先評価化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至つたとき。

第十二条 優先評価化学物質の製造の事業を営む者、業として優先評価化学物質を使用する者その他の業として優先評価化学物質を取り扱う者（以下「優先評価化学物質取扱事業者」という。）は、優先評価化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に對し、当該

優先評価化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが優先評価化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならぬ。

第五章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 監視化学物質に関する措置

（製造数量等の届出）

第十三条 監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、監視化学物質ごとに、毎年度、前項に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令に満たないときは、この限りでない。

（新設）

第三章 第一種特定化学物質に関する規制等

第一節 第一種監視化学物質に関する措置

（製造数量等の届出）

第五条の三 第一種監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第一種監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の第一種監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(監視化学物質に係る有害性の調査)

第十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の監視化学物質につき、第二条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該監視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該監視化学物質による環境の汚染が生じるおそれがあると見込まれるため、当該監視化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めると至つたときは、当該監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査を行つて、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る監視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 (略)

(監視化学物質の指定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、監視化

(第一種監視化学物質に係る有害性の調査)

第五条の四 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第一種監視化学物質につき、第二条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる理由があると認める場合であつて、その製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第一種監視化学物質が同項各号のいずれかに該当するものであるとすれば、当該第一種監視化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第一種監視化学物質について同項各号のいずれかに該当するかどうかを判定する必要があると認めると至つたときは、当該第一種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査を行つて、その結果を報告すべきことを指示すること）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第一種監視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 (略)

(第一種監視化学物質の指定の取消し)

第五条の五 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一

学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一・二 (略)

(情報の提供)

第十六条 監視化学物質の製造の事業を営む者、業として監視化学物質を使用する者その他の業として監視化学物質を取り扱う者（以下「監視化学物質取扱事業者」という。）は、監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

(製造の許可)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

(欠格条項)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十七条第一項の許可を与えない。

一 (略)

種監視化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一・二 (略)

(情報の提供)

第五条の六 第一種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種監視化学物質を使用する者その他の業として第一種監視化学物質を取り扱う者（以下「第一種監視化学物質取扱事業者」という。）は、第一種監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該第一種監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが第一種監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

(製造の許可)

第六条 (略)

第七条 (略)

(欠格条項)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者には、第六条第一項の許可を与えない。

一 (略)

二 第三十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三・四 (略)

(許可の基準)

第二十条 経済産業大臣は、第十七条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一・三 (略)

(変更の許可等)

第二十一条 第十七条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造業者」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

4 第十七条第二項の規定は、第一項の許可及び第二項の届出に準用する。

(輸入の許可)

第二十二条 (略)

二 第二十二条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三・四 (略)

(許可の基準)

第九条 経済産業大臣は、第六条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一・三 (略)

(変更の許可等)

第十条 第六条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造業者」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可製造業者は、第六条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 (略)

4 第六条第三項の規定は、第一項の許可及び第二項の届出に準用する。

(輸入の許可)

第十二条 (略)

3 2 (略)

第十七条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

(許可の基準等)

第二十三条 (略)

2 第十九条の規定は、前条第一項の許可に準用する。

第二十四条・第二十五条 (略)

(使用の届出)

第二十六条 (略)

3 第十七条第三項の規定は、前二項の届出について準用する。

(承継)

第二十七条 許可製造業者、第二十二条第一項の許可を受けた者

(以下「許可輸入者」という。) 又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

(略)

3 2 (略)

第十七条第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

3 2 (略)

第六条第三項の規定は、第一項の許可に準用する。

(許可の基準等)

第十二条 (略)

2 第八条の規定は、前条第一項の許可に準用する。

第十三条・第十四条 (略)

(使用の届出)

第十五条 (略)

3 第六条第三項の規定は、前二項の届出について準用する。

(承継)

第十六条 許可製造業者、第十一条第一項の許可を受けた者(以下「許可輸入者」という。)又は届出使用者について相続又は

合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

(略)

3 2 (略)

第六条第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

(基準適合義務)

第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 (略)

(表示等)

第二十九条 (略)

(改善命令)

第三十条 経済産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第一種特定化学物質等取扱事業者が第二十八条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて第一種特定化学物質等を取り扱っていないと認めるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一種特定化学物質等の取扱いの方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

(帳簿)

第三十一条 (略)

(基準適合義務)

第十七条 許可製造業者は、その製造設備を第九条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 (略)

(表示等)

第十七条の二 (略)

(改善命令)

第十八条 経済産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第九条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、第一種特定化学物質等取扱事業者が第十七条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて第一種特定化学物質等を取り扱っていないと認めるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一種特定化学物質等の取扱いの方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 (略)

(帳簿)

第十九条 (略)

(廃止の届出)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第十七条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第三十三条 経済産業大臣は、許可製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十九条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第二十一条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないで変更したとき。

三 第三十条の規定による命令に違反したとき。

四 第四十条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可輸入者が第二十三条第二項において準用する第十九条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る第一種特定化学物質が輸入されるまでの間に限り、許可を取り消すことができる。

3 第十七条第三項の規定は、前二項の規定による許可の取消し、又は第一項の規定による事業の停止の命令について準用する。

(廃止の届出)

第二十条 (略)

2 (略)

3 第六条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは、「経済産業大臣又は主務大臣」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等)

第二十一条 経済産業大臣は、許可製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第十条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで変更したとき。

三 第十八条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十一条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可輸入者が第十二条第二項において準用する第八条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたときは、許可に係る第一種特定化学物質が輸入されるまでの間に限り、許可を取り消すことができる。

3 第六条第三項の規定は、前二項の規定による許可の取消し、又は第一項の規定による事業の停止の命令について準用する。

(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に對し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ

- 一 第十八条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者
- 二 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者
- 三 第二十四条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者
- 四 第二十五条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者

第六章 第二種特定化学物質に関する規制
(削る)

(第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に對し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずことができ

- 一 第七条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者
- 三 第十三条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者
- 四 第十四条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種特定化学物質を使用した者

第四章 第二種特定化学物質に関する規制等
(新設)

第一節 第二種監視化学物質に関する措置

(削る)

(削る)

(製造数量等の届出)

第二十三条 第二種監視化学物質を製造し、又は輸入した者は、
経済産業省令で定めるところにより、第二種監視化学物質ごと
に、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省
令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。た
だし、試験研究のため第二種監視化学物質を製造し、又は輸入
したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第二種監視化学物質ごとに、毎年度、前項
の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を
公表しなければならない。ただし、一の第二種監視化学物質に
つきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令
で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(第一種監視化学物質に係る有害性の調査)

第二十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、厚生
労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一
の第一種監視化学物質につき、第二条第八項の試験成績その他
当該第二種監視化学物質に関して得られている知見及びその製
造、輸入、使用等の状況からみて、当該第二種監視化学物質が
同条第三項第一号に該当するものであるとすれば、当該第二種
監視化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生
ずるおそれがあると見込まれるため、当該第二種監視化学物質
について同号に該当するかどうかを判定する必要があると認め
るに至つたときは、当該第二種監視化学物質の製造又は輸入の
事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業
省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業

省令、環境省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第二種監視化学物質が第二条第三項第一号に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

（第二種監視化学物質の指定の取消し）

第二十五条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種監視化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

- 一 第二条第三項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されたとき（当該第二種監視化学物質が同項第二号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている場合において、当該第二種監視化学物質が同項第一号に該当すると認めるに至つたときを含む。）。
- 二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二条第三項第一号に該当しないと認めるに至つたとき。

第二節 第三種監視化学物質に関する措置

(製造数量等の届出)

第二十五条の二 第三種監視化学物質（第二十五条の四第二項の規定により経済産業大臣及び環境大臣が公示したもの）を製造し、又は輸入した以下この条及び次条において同じ。）を製造し、又は輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、第三種監視化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、試験研究のため第三種監視化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、第三種監視化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の第三種監視化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が経済産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(第三種監視化学物質に係る有害性の調査)

第二十五条の三 経済産業大臣及び環境大臣は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、一の第三種監視化学物質につき、第四条第七項（第四条の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する試験の試験成績その他当該第三種監視化学物質に関して得られている知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該第三種監視化学物質が第二条第三項第二号に該当するものであるとすれば、当該第三種監視化学物質によ

(削る)

(削る)

(削る)

る環境の汚染により生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該第三種監視化学物質について同号に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該第三種監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（継続的に当該化学物質が摂取され、又はこれにさらされる場合における生活環境動植物の生息又は生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る第三種監視化学物質が第二条第三項第二号に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間ににおける負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

（第三種監視化学物質の指定の取消し等）

第二十五条の四 経済産業大臣及び環境大臣は、第三種監視化学物質が第二条第三項第二号に該当することにより第二種特定化學物質に指定されたとき（当該第三種監視化学物質が同項第一号に該当することにより第二種特定化学物質に指定されている

場合において、当該第三種監視化学物質が同項第二号に該当する
と認めるに至つたときを含む。)は、第三種監視化学物質の
指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
°

(削る)

(製造予定数量の届出等)

第三十五条 (略)

2・3

(略)

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化
学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用

の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第三十七条の規
定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物
質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動
植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずることを防止するた
めには、当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二
種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事
態が生じたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で
定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5・6 (略)

7 第二十四条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

第三節 第二種特定化学物質に関する規制

(製造予定数量の届出等)

第二十六条 (略)

2・3

(略)

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第二種特定化
学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用

の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第二十八条の規
定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物
質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動
植物の生息若しくは生育に係る被害が生じることを防止するた
めには、当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二
種特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事
態が生じたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で
定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5・6 (略)

7 第十三条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

。

(技術上の指針の公表等)

第三十六条 (略)

(表示等)

第三十七条 (略)

第七章 雜則

(勧告)
第三十八条 (略)

(指導及び助言)

第三十九条 主務大臣は、優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該優先評価化学物質に係る優先評価化学物質取扱事業者、当該監視化学物質に係る監視化学物質取扱事業者又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 (略)

(表示等)

第二十八条 (略)

第五章 雜則

(勧告)
第二十九条 (略)

(指導及び助言)

第三十条 主務大臣は、第一種監視化学物質、第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質（第三十一条の二において「監視化学物質」と総称する。）又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該第一種監視化学物質に係る第一種監視化学物質取扱事業者、当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質の製造の事業を営む者、業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を使用する者その他の業として当該第二種監視化学物質若しくは第三種監視化学物質を取り扱う者又は当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(許可の条件)

第四十条 (略)

(有害性情報の報告等)

第四十一条 優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質又は一般化学物質（以下「報告対象物質」という。）の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、第四条第五項に規定する試験の項目又は第十条第二項若しくは第十四条第一項に規定する有害性の調査の項目に係る試験を行つた場合（当該試験を行つたと同等の知見（公然と知られていないものに限る。）が得られた場合を含む。）であつて、報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第十条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、これらの規定によりその内容を報告するときは、この限りがない。

(許可の条件)

第三十一条 (略)

(有害性情報の報告等)

第三十一条の二 監視化学物質、第二種特定化学物質、第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合及び第五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示された化学物質又は附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（以下「報告対象物質」という。）の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、第四条第七項に規定する試験の項目又は第五条の四第一項、第二十四条第一項若しくは第二十五条の三第一項に規定する有害性の調査の項目に係る試験を行つた場合（当該試験を行つたと同等の知見（公然と知られていないものに限る。）が得られた場合を含む。）であつて、報告対象物質が次に掲げる性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものが得られたときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。ただし、第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、環境大臣に報告しなければならない。ただし、第五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に係る有害性の調査により当該知見が得られた場合は、これからの規定によりその内容を報告するときは、この限りでない。

一〇五（略）

2 前項本文の規定は、第三条第一項第五号若しくは第六号又は第五条第四項の確認に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該確認を受けた者に限る。）、第四条第四項（第五条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該通知を受けた者に限る。）及び第七条第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を業として輸入する者について準用する。

3 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める組成、性状等に関する知見（公然と知られていないものに限り、第十条第二項、第十四条第一項又は第一項の規定により報告すべきものを除く。）を有しているときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質又は第二項において準用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号又は第四項各号のいずれかに該当すると認めに至つたときは、遅滞なく、第一種特定化学物質の指定その

一〇五（略）

2 前項本文の規定は、第三条第一項第五号若しくは第六号又は第四条の二第四項の確認に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該確認を受けた者に限る。）、第四条第四項（第四条の二第九項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する通知に係る新規化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（当該通知を受けた者に限る。）及び第五条の二第二項において準用する第四条第四項に規定する通知を受けた者から当該通知に係る新規化学物質を業として輸入する者について準用する。

3 監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した監視化学物質又は第二種特定化学物質について、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める組成、性状等に関する知見（公然と知られていないものに限り、第五条の四第一項、第二十四条第一項、第二十五条の三第一項又は第一項の規定により報告すべきものを除く。）を有しているときは、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その旨及び当該知見の内容を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するよう努めなければならない。

4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の報告その他によつて得られた知見に基づき、一の報告対象物質又は第二項において準用する第一項の報告に係る新規化学物質が第二条第二項各号、第三項各号、第四項各号若しくは第六項各号のいずれかに該当し、又は同条第三項第一号に該当する疑いがあると認め

他の必要な措置を講ずるものとする。

るに至つたときは、遅滞なく、第一種特定化学物質の指定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(取扱いの状況に関する報告)

第四十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、優先評価化学物質取扱事業者、監視化学物質取扱事業者又は第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いに係る優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質等の取扱いの状況について報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第四十三条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三十一条又は第三十八条に規定する者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この

(取扱いの状況に関する報告)

第三十一条の三 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第一種監視化学物質取扱事業者又は第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その取扱いに係る第一種監視化学物質又は第二種特定化学物質等の取扱いの状況について報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第三十二条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項第四号から第六号まで又は第四条の二第四項の確認を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十二条又は第二十九条に規定する者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第三十三条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この

法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第五条第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第三十五条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4～9 (略)

(機構に対する命令)

第四十五条 (略)

(機構の収去についての審査請求)

第四十六条 (略)

(通知)

法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三条第一項第四号から第六号まで又は第四条の二第四項の確認を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4～9 (略)

(機構に対する命令)

第三十三条の二 (略)

(機構の収去についての審査請求)

第三十三条の三 (略)

(通知)

第四十七条 (略)

第三十四条 (略)

(要請)

第四十八条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置をとるべきことを、それぞれ当該各号に掲げる大臣に対しても要請することができる。

- 一 第三十条第一項に規定する命令 経済産業大臣
- 二 第三十条第二項に規定する命令 主務大臣

(手数料)

第四十九条 第十七条第一項、第二十一条第一項又は第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(聴聞の特例)

第五十条 経済産業大臣は、第三十三条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第三十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 (略)

(異議申立ての手続における意見の聴取)

第五十一条 (略)

第三十五条 (略)

(要請)

第三十六条 環境大臣は、第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第二十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 (略)

(異議申立ての手続における意見の聴取)

第三十七条 (略)

(経過措置)

第五十二条 (略)

(主務大臣等)

第五十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二十六条、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項の規定による届出又は第三十条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものを除く。）、第四十三条第二項の規定による報告の徴収若しくは第四十四条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

二 第三十条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものに限る。）に関しては、経済産業大臣

三 第三十四条の規定による命令、第三十六条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第三十八条の規定による勧告、第三十九条の規定による指導及び助言、第四十二条若しくは第四十三条第三項の規定による報告の徴収又は第四十四条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

(削る)

(経過措置)

第三十八条 (略)

(主務大臣等)

第三十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十五条、第十六条第二項若しくは第二十条第一項の規定による届出又は第十八条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものを除く。）、第三十二条第二項の規定による報告の徴収若しくは第三十三条第二項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、これらの届出をする者又はこれらの命令、報告の徴収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

二 第十八条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものに限る。）に関しては、経済産業大臣

三 第二十二条の規定による命令、第二十七条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第二十九条の規定による勧告、第三十条の規定による指導及び助言（第三種監視化学物質に係るものを除く。）、第三十一条の三若しくは第三十二条第三項の規定による報告の徴収又は第三十三条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徴収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

四 第三十条の規定による指導及び助言（第三種監視化学物質

に係るものに限る。) に関しては、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの指導又は助言の対象となる者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第三十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に関しては、第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

二 第二十八条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るもの）を除く。) に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令

三 第二十八条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

第五十四条 （略）
(権限の委任)

(他の法令との関係)

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十

この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第十九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存に関しては、第一種特定化学物質を使用する者の行う事業を所管する大臣の発する命令

二 第十七条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るもの）を除く。) に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令

三 第十七条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）に関しては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

第三十九条の二 （略）
(権限の委任)

(他の法令との関係)

第四十条 次の各号に掲げる物である化学物質については第三条、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第五条の四第一項、第五条の六、第六条第一項、第七条、第十一条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三第一項、第二

四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用される次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十九条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二八条第二項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項及び第三十四条の規定を、第二三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質材料としての化学物質の使用については第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第三項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一五 （略）

（審議会の意見の聴取）

第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第一条第三項、第二十四条第一項、第二十

十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十一条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第三十一条の三の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第二十二条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十七条第一項、第二十九条第一項、第二十八条第一項、第三十条及び第三十一条の三の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第五条の六、第十四条、第十五条第一項、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第二十二条第三項、第二十七条第二項、第十七条の二第一項、第二十九条、第三十条及び第三十一条の三の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによる。

一五 （略）

（審議会の意見の聴取）

第四十一条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき（第四条第一項若しくは第二項、第四条の二第八項又は第五条の四第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第十三条第一項、第

五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第三十
六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとする
とき。

二 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（次項
に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。
）。

三 第四条第一項若しくは第二項、第五条第二項、第三項若し
くは第八項、第十条第三項又は第十四条第二項の判定をしよ
うとするとき。

四 第十条第二項又は第十四条第一項の指示をしようとする時
き。

五 第三十五条第四項の認定をしようとするとき。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項
若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の
届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号まで
のいずれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該
化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうか
かについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聴くものと
する。

第八章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲
役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十七条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質の
製造の事業を営んだ者

十四条、第十七条第二項、第二十六条第一項若しくは第二十
七条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとする
とき。

二 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（第四
条第一項若しくは第二項又は第四条の一第二項の判定に基づ
きその指定をしようとする場合を除く。）。

三 第四条第一項若しくは第二項、第四条の一第二項、第三項
若しくは第八項、第五条の四第二項又は第二十四条第二項の
判定をしようとするとき。

四 第十五条の四第一項又は第二十四条第一項の指示をしよう
とするとき。

五 第二十六条第四項の認定をしようとするとき。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、第二条第六項の指定をしよう
とするとき（第四条第一項若しくは第二項又は第四条の二第八
項の判定に基づきその指定をしようとする場合を除く。）、又
は第二十五条の三第一項の指示若しくは同条第二項の判定をし
ようとするときは、あらかじめ、審議会等で政令で定めるもの
の意見を聴くものとする。

第六章 罰則

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲
役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第六条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製
造の事業を営んだ者

二 第十八条、第二十四条第一項又は第二十五条の規定に違反した者

した者

三 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

輸入した者

四 第二十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に違反した者

四 第三十五条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した者

二 第七条、第十三条第一項又は第十四条の規定に違反した者

した者

三 第十一条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者

した者

四 第二十二条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第二十二条第三項の規定による命令に違反した者

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条の四第一項、第二十四条第一項又は第二十五条の三第一項の規定による指示に違反した者

四 第二十六条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した者

る命令に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十一条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰

金刑

る命令に違反した者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第五条の三第一項、第二十三条第一項、第二十五条の二第二項又は第二十六条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十六条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十二条 一億円以下の罰金刑

二 第四十三条第一号、第二号又は第四号 五千万円以下の罰

金刑

三 第五十八条第三号、第五十九条又は前条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項又は第三十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十三条 第四十五条の規定による命令に違反した場合には、その違反而為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条～第三条 （略）

第四条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号。以下この条において「改正法」という。）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定により指定した第二種監視化学物質及び同条第六項の規定により指定した第三種

三 第四十三条第三号、第四十四条又は前条 各本条の罰金刑

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第二十一条第一項又は第二十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十一条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十八条 第三十三条の二の規定による命令に違反した場合は、その違反而為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

第一条～第三条 （略）

第四条 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した既存化学物質名簿に記載されている化学物質（この法律の施行後新たに製造又は輸入が行われることとなつた化学物質で第二条第七項第二号から第四号までに掲げる化学物質（同項第三号に掲げる化学物質にあつては、同条第三項第一号に該当するものに限る。）以外のものを含む。）のうち、厚生労働大臣、經

監視化学物質の名称を記載した表を作成し、これを改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日に公示しなければならない。

済産業大臣及び環境大臣が特に第四条第七項に規定する試験を行う必要があると認めるものにつき、当該試験を行つた場合（当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合を含む。）には、第一条第八項の規定の適用については、当該試験の試験成績（当該試験を行つたと同等の知見が得られた場合における当該知見を含む。）は、第四条第七項の試験の試験成績とみなす。

改 正 案

（業務の範囲）

第十一條（略）
2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一〇六（略）
六の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百十七号）第四十四条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

一〇六（略）
六の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百十七号）第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

現 行

（業務の範囲）

第十一條（略）
2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一〇六（略）
六の二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第二百十七号）第三十三条第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）

（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則
第一条～第十一条 （略）

附 則
第一条～第十一条 （略）

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部改正に
伴う経過措置）

第十一条の二 この法律の施行の日が化学物質の審査及び製造等
の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律
第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後で
ある場合には、第二百四十三条中「第三十三条の三」とあるの
は「第四十六条」と、「第三十七条」とあるのは「第五十一条
」とする。

第十二条・第十二条 （略）

第十二条・第十三条 （略）